

キャッシュサービス特約

普通預金・貯蓄預金・当座預金・カードローン

第1条（カード利用）

- (1) キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当金庫および当金庫と業務提携をしている金融機関・ゆうちょ銀行等（以下「提携金融機関等」といいます。）の現金自動預払機（現金自動支払機を含みます。以下「預払機」といいます。）を使用して預金の預入れ、払戻し、振込みのほかカードローン（当座貸越）の借入および返済を行う場合に利用することができます。
- (2) 提携金融機関等の預払機および支払機では、当座預金のカードならびに預金通帳は利用することができません。
- (3) 当座預金のカードは、休日（土曜日・日曜日・祝日）の預入れには、利用することができません。

第2条（預払機による預入れ）

- (1) 預払機を使用して預入れをする場合には、預払機の画面表示等の操作手順に従って、預払機にカード（通帳またはカード）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預払機による預入れは、預払機の機種により当金庫または提携金融機関等所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または提携金融機関等所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条（預払機による払戻し）

- (1) 預払機を使用して払戻し（カードローンによる借入れを含みます。）をする場合には、預払機の画面表示等の操作手順に従って、預払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預払機による払戻しは、預払機の機種により当金庫または提携金融機関等所定の単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携金融機関等所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。ただし、1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 預払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（カードによる振込み）

- (1) カードにより振込む場合は、当金庫または、提携金融機関等の預払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と振込先および金額を指定し操作してください。この場合、振込資金はカード口座より自動的に払戻し、為替代り金に充当します。
- (2) カードにより振込む場合の金額は円単位とし、1回あたりの振込金額は当金庫または提携金融機関等所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込みによる払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。ただし、1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) カードにより振込む場合は、所定の手数料を通帳および払戻請求書または小切手の提出を受けることなくカード口座から自動的にお支払いいただきます。

- (4) カードにより振込む場合に、振込金額と手数料の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

第5条（自動機利用手数料等）

- (1) 預払機を使用して預入れ、払戻しをする場合は、当金庫および提携金融機関等所定の預払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は預入れ、払戻し時に通帳および払戻請求書または小切手の提出を受けることなくカード口座から自動的に引落します。なお、提携金融機関等の自動機利用手数料は、当金庫から提携金融機関等に支払います。

第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み）

- (1) 代理人（本人と生計をともにする家族または経理担当者1名に限ります）による預金の預入れ、払戻しおよび振込みをする場合は、本人（代表者）から代理人の暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードにより振込みの依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この特約を適用します。

第7条（預払機故障時の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預払機により取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口で預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により預払機により取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当金庫が預払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口で預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入をしていただくとともに運転免許証等公的書類の提示を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込みの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第2項、第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。
- (5) 停電、故障等により窓口で預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預払機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。

第8条（カードの紛失・盗難、届出事項の変更等）

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、第10条、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定の預払機を使用して変更することができます。預払機の画面表示等の操作手順に従って、預払機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項による届出は必要はありません。

第9条（カード・暗証番号の管理等）

- (1) 当金庫は、預払機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードである

こと、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

- (2) カードは、他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードが盗難にあった場合には、すみやかに当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。ただし、この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。
- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める特約に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうへは、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

第11条（盗難カードによる払戻し等）

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。
 - ① 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - A カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - B 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - C 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
 - ② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんの4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ③ 第2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行わ

れた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

④ 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

A 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

a 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

b 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

c 本人が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

B 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第9条に定める特約に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうちは、当金庫および提携金融機関は責任を負いません。

第12条 (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードの暗証番号を忘れた場合または暗証番号の入力を所定回数間違えた場合は、カード使用不能となり、カード再発行が必要となります。

(3) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第13条 (預払機への誤入力等)

預払機の使用に際し、金額等誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金融機関等の預払機を使用した場合の提携金融機関の責任についても同様とします。

第14条 (ローンカード (貸越専用カード) の期限)

(1) ローンカードの期限はカードローン契約の期限と同一とします。期限切れのローンカードは直ちに当金庫に返却してください。

(2) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。

(3) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカードの期限のいかんにかかわらず無効とします。

第15条 (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードの当金庫への返却は不要ですので、お客さまご自身で破棄をお願いします。また、当金庫普通預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定またはカードローン契約規定により、預金口座またはカードローン契約が解約された場合にも同様に返却は不要です。なお、未処理取引のある場合は、その処

理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第16条（譲渡、質入の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この特約に定めのない事項については、次に掲げる規定、約定書または契約書により取扱います。

- ・ 普通預金規定（総合口座取引規定）
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 当座勘定規定
- ・ 振込規定
- ・ その他カードを使用する各種ローン契約書

第18条（本特約の変更）

- (1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について民法548条の4の規定により、次の場合に本特約を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
- (2) 本特約の変更は、変更後の特約の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本特約の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在

ICキャッシュカードの取扱いについて

第1条（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」のうち、ICチップが付加されたカード（ICキャッシュカードといいます。（以下「ICカード」といいます。））を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュサービス特約の一部を構成するとともに同特約と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、キャッシュサービス特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、キャッシュサービス特約の定義に従います。なお、ICチップ内の蓄積、格納された情報等は、同特約の「電磁的記録」にあたるものとします。

第2条（ICチップ提供機能の利用範囲）

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

第3条（ICカードの利用）

キャッシュサービス特約第1条に定める提携金融機関等のうち、一部の提携金融機関において、提携先の都合によりICカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDではキャッシュサービス特約第1条の定めにかかわらず、ICカードは利用できません。

第4条（1日あたりの払戻金額）

- (1) 当金庫は、当金庫および提携金融機関のATMまたはCDを利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当金庫および提携金融機関のICカード対応ATM等による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。

第5条（振込カード機能）

- (1) 当金庫のICカード対応ATM等において振込を実施した場合には、ICカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行・再交付する場合には新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

第6条（ICカード対応ATM等の故障時の取り扱い）

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

第7条（ICチップ読取不能時の取り扱い等）

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等においてICチップを読み取ること

- ができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I Cチップの故障等によって、I Cカード対応ATM等においてI Cチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
 - (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法でI Cカードの再発行・再交付を行う場合があります。

第8条（I Cカード発行の有効期限）

- (1) I Cカードの有効期限経過後は、I Cカードの利用はできません。
- (2) I Cカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいI Cカードを届出住所宛に事前に送付します。有効期限が到来したI Cカードは、本人の責任においてI Cチップの部分と磁気ストライプ部分を切断してください。破棄しなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

以 上

2020年4月1日現在